

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【公表番号】特表2018-502309(P2018-502309A)

【公表日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-003

【出願番号】特願2017-544564(P2017-544564)

【国際特許分類】

G 0 1 N	35/08	(2006.01)
G 0 1 N	37/00	(2006.01)
C 1 2 M	1/34	(2006.01)
C 1 2 M	1/28	(2006.01)
B 0 1 J	19/00	(2006.01)

【F I】

G 0 1 N	35/08	A
G 0 1 N	37/00	1 0 1
C 1 2 M	1/34	Z
C 1 2 M	1/28	
B 0 1 J	19/00	3 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成30年11月12日(2018.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイを備えたカートリッジ処理モジュールであつて、

各カートリッジ処理ベイは、前記カートリッジ処理モジュールから自由に取り外し可能であり、取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは、カートリッジ内に搭載され且つ前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイのうちの1つの中に挿入されたサンプル中の分析物を検出するように構成される、カートリッジ処理モジュール。

【請求項2】

取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは、取り外し可能な他の複数のカートリッジ処理ベイのうちの1つ以上が前記カートリッジ処理モジュールから取り外された場合に、前記取り外し可能な他の複数のカートリッジ処理ベイとは独立に前記分析物を検出するように構成される、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項3】

前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイは、最も上に位置するカートリッジ処理ベイを有し、該最も上に位置するカートリッジ処理ベイは、そのすぐ下に位置する取り外し可能なカートリッジ処理ベイに対してずれています、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項4】

取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは換気ダクトを備え、前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイの前記換気ダクトの長さは、最も下に位置する取り外し可能なカートリッジ処理ベイから最も上に位置する取り外し可能なカートリッジ処理ベイへ向かう

に従って短くなる、請求項3に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項5】

取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは、カートリッジ処理アセンブリと、プリスタ圧縮アセンブリとを備える、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項6】

前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイのうちの少なくとも1つは、該少なくとも1つの取り外し可能なカートリッジ処理ベイを部分的に包囲するフレームを備える、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項7】

前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイのうちの少なくとも1つは、該少なくとも1つの取り外し可能なカートリッジ処理ベイを前記カートリッジ処理モジュールの筐体内に固定するための構造要素を備える、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。

【請求項8】

取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは、前記取り外し可能な複数のカートリッジ処理ベイのうちの少なくとも1つと前記カートリッジ処理モジュールとの間の電子的通信を可能にするように構成された電気コネクタを備え、取り外し可能な各カートリッジ処理ベイは、前記取り外し可能なカートリッジ処理ベイと該取り外し可能なカートリッジ処理ベイ内に受容されるカートリッジとの間の電子的通信を可能にするように構成された電気コネクタを備え、前記取り外し可能なカートリッジ処理ベイと前記カートリッジ処理モジュールとの間の電子的通信を可能にするように構成された前記電気コネクタは第1の回路ボード上にあり、前記取り外し可能なカートリッジ処理ベイと前記カートリッジとの間の電子的通信を可能にするように構成された前記電気コネクタは第2の回路ボード上にあり、フレキシブルコネクタが前記第1及び第2の回路ボードを接続する、請求項1に記載のカートリッジ処理モジュール。